



安全で住みよいまちづくり

第5部

部門別計画

- p102 27節 危機や災害への備えが万全なまち
- p104 28節 安全で快適な市街地のあるまち
- p106 29節 水と緑に親しめるまち
- p108 30節 良好な住まいのあるまち
- p110 31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち
- p112 32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち
- p114 33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち



私の好きな東大阪の風景

長瀬川

安全で 住みよい まちづくり

緑豊かな潤い空間と、災害時にも安全な市民の生活環境を創造するとともに、市民の活動を支える総合的な交通環境の充実を図ります。また、環境に配慮した循環型社会の形成など、暮らしを支える環境の整備に努めます。

— 実現に向けて取り組みます —

27 節 危機や災害への備えが万全なまち

- ① 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- ② 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- ③ 消防力を強化し、市民生活を守ります
- ④ 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- ⑤ 水害や土砂災害からまちを守ります
- ⑥ 国民保護体制を整えて、万が一に備えます

28 節 安全で快適な市街地のあるまち

- ① 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います
- ② 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます
- ③ 優れた都市空間を形成します

29 節 水と緑に親しめるまち

- ① 新たな緑の空間を増やします
- ② 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります
- ③ 森林や公園緑地などの緑を保全します

30 節 良好な住まいのあるまち

- ① 安全・安心で快適な公的住宅を整備します
- ② 良好な民間住宅を増やします
- ③ より安全で快適な居住環境づくりを進めます

31 節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

- ① 公共交通の整備を一層進めます
- ② 使いやすく安全な道路を提供します
- ③ 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

32 節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

- ① 総合的な環境施策を進めます
- ② 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- ③ ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- ④ 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- ⑤ ごみや、し尿の適正処理を行います
- ⑥ 公害の防止などに取り組みます

33 節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

- ① 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- ② 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- ③ 川や海の水質を保全します
- ④ 公営企業として、健全な財政運営を進めます
- ⑤ 上下水道の知識や経験、技術を継承します

○こんな東大阪市をめざします



27節 危機や災害から市民を守り、被害を受けた場合には一日も早く平穏な市民生活を取り戻せるよう、日ごろの備えが万全なまちをつくります。



31節 だれもが利用しやすい交通機関や、使いやすく安全な道路のあるまちをつくります。



28節 都市計画に総合的に取り組むことで、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。



32節 だれもが地球温暖化を自らの問題としてとらえ、環境にやさしい行動を取り、将来に良好な環境を引き継いでいくまちをつくります。



29節 水と緑のある空間を増やし、生活に潤い、安らぎ、触れ合いを感じる事ができるまちをつくります。



33節 安定した、上下水道サービスによって、どんな時でも市民生活に欠かせない水を使うことができる安全・快適なまちをつくります。



30節 住環境を整えることによって、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。



私の好きな東大阪の風景

なるかわ園地から
見た東大阪

危機や災害への備えが万全なまち

基本方針

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力^{※1}の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

※1 消防力：火災の予防や警戒、鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策などの消防に関する任務を確実に行うために必要な、施設と人員。

現状と課題

本市では、危機管理方針や地域防災計画、国民保護計画を作成し、市民の生命や体、財産を守るための整備を進めています。

これらの計画に基づき、災害時用備蓄物資の確保や消防施設の整備、施設の耐震化、雨水増補管^{※2}の整備などの防災機能向上に取り組んできました。その結果、避難所となる市立小中学校の体育館の耐震化については完了しつつあります。

また、危機管理体制の構築や防災・防火訓練の実施、救急救命士の計画的な養成などを進める一方で、公共施設の整備に合わせた老朽建物の建て替えの促進による、災害に強い住まいとまちづくりの推進、自主防災組織の育成など、安全・安心なまちづくりを進めてきました。

今後も、震災・豪雨などの自然災害や健康被害、火災など、さまざまな危機事象に対して、防災・減災^{※3}のためにより一層取り組んでいく必要があります。

一方、地域の防犯対策として、市民による見守りや夜回り、防犯灯の設置、維持管理などによって治安を高める取り組みは効果を上げていますが、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、さらに取り組んでいく必要があります。

※2 雨水増補管：大雨による雨水を、一時的に貯留、流下するための下水道。

※3 減災：自然災害など、発生を防ぐことができない災害の被害をできる限り減らす取り組み。避難所の整備、避難訓練など。

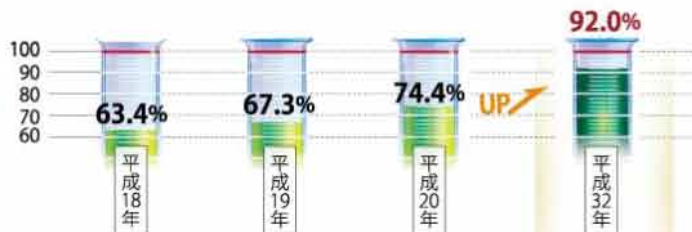
目標指標

危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
23.0%

平成32年
UP

雨水増補管の整備率



市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率



実績値

目標値

取り組みのあらまし

1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます

大地震などの自然災害、新型ウイルスなどによる健康被害や重大な事故などに対して、各種計画やマニュアルを一層充実させ、いざという時に迅速かつ的確な対応ができるよう備えます。

また、関係団体間の情報収集や提供の仕組み、支援体制のネットワークを強化するとともに、災害対策などの市民啓発を行っていきます。

2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます

地域における自主的な防災活動を促進、支援するほか、建物の耐震診断や耐震化、不燃化など、安全性の維持向上のための各種制度や法律の周知・啓発を進めていきます。

また、自治会などと連携して火災予防を進めるとともに、防犯団体や市役所、警察などが共に取り組むことで、犯罪の未然防止や被害の軽減を進めていきます。

そのほか、防災・防火・防犯に関する市民一人ひとりの意識の向上や、自主的な活動の支援に努めていきます。

3 消防力を強化し、市民生活を守ります

消防庁舎や消防車両・装備、消防水利、消防団装備などの消防施設・装備の更新整備を進めるとともに、予防査察^{※4}などを強化し、火災予防に努めていきます。また、消防職員の教育訓練や研修派遣を充実させていきます。

さらに、高規格救急車^{※5}の整備や救急救命士などの計画的養成を進めるほか、市民や事業者などを対象とした応急手当の普及啓発を行い、救命率を向上させていきます。

※4 予防査察：建築物や危険物施設などに立ち入り、防火管理、消防設備の維持管理などの状況を検査し、違反事項について指摘し、改善させること。

※5 高規格救急車：救急救命士が高度な救急救命措置を行うための医療機器や通信機器などが装備されている救急車。

4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます

災害時の市民生活の安定のため、橋や上下水道などの都市基盤施設の耐震化や、被災時の速やかな復旧のための都市基盤施設などの台帳を整備します。

また、地域防災拠点や広域避難地などの整備を進めるとともに、避難所生活の安定のため、応急対応や備蓄物資を充実させていきます。

5 水害や土砂災害からまちを守ります

河川・下水道管理者、流域の住民の三者で取り組む総合治水対策として、大雨などによる水害に備え、河川や雨水増補管などを整備していきます。また、地面がコンクリートなどによって覆われたことで、雨が地下に染み込みにくくなっていることへの対応として、雨水の貯留や浸透に取り組んでいきます。

そのほか、砂防ダム、がけ崩れ危険個所の把握など、土砂災害対策に取り組んでいきます。

6 国民保護体制を整えて、万一来に備えます

武力攻撃やテロの万一来の発生に備え、市民の生命や体、財産を守るための国民保護の体制を整備します。なお、整備に当たっては、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、地域防災計画やその他の計画などに基づく取り組みの蓄積を活用します。

また、国民保護計画について市民啓発を行い、国民保護に関する取り組みへの理解を深めていきます。

みんなで…

地域防災や防犯については、「自らの身は自ら守る」「共に助け合う」といった「自助・共助」の精神に立って、正しい知識と危機意識を持ちましょう。

それぞれの家族や地域、企業で、避難経路の確認や災害への備えを十分にしましょう。

防災・減災・防犯などの施策について理解を深め、市や地域の取り組みに参加、実践しましょう。



私の好きな東大阪の風景
花園中央公園

安全で快適な市街地のあるまち

基本方針

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

現状と課題

本市では、都市づくりの方針として平成8年に都市計画マスタープランを策定し、長田・荒本の新都心整備地区における都市拠点づくりや、若江岩田や花園などの主要駅周辺の再開発事業などの地域拠点づくりなど、都市基盤や公共施設の整備を進めてきました。また、良好な居住環境の形成のため、開発指導要綱に沿ったまちづくりを進めていることや、総合設計制度^{※1}の活用に向けた事前協議制度を設けたことによって、良質な建築計画の提案が増えています。さらに、違法な簡易屋外広告物^{※2}の追放に向けたクリーン作戦の実施では、参加団体が増えてきました。

今後は、都市計画マスタープランの見直しを行い、引き続き総合的な都市づくりに取り組む必要があります。また、新都心整備地区では、遊休地や老朽化した流通業務団地施設が見られ、効果的な土地利用が求められています。

また、都市計画マスタープランを実効性の高いものとするためには、市民や事業者などとの合意形成が欠かせません。さらに、適正な建物の建築や、違法な簡易屋外広告物の追放などには、市役所の力だけでなく、より多くの市民の理解と協力が必要です。

※1 総合設計制度：マンションなどの敷地内に、だれでも自由に出入りできる空間（公開空地）を設けることで、建築の制限が緩和される制度。

※2 簡易屋外広告物：屋外に継続して設置された、張り紙や広告旗、立看板などの広告物。

目標指標

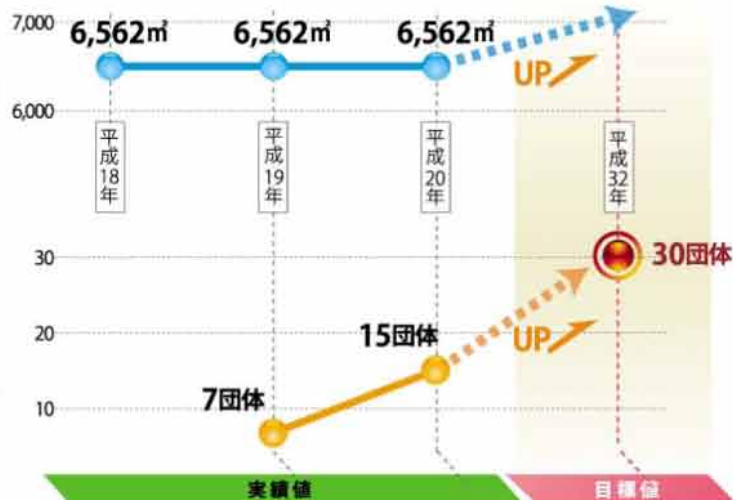
安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
21.6%

平成32年
UP

総合設計制度によって、設けられた公開空地の累計面積

違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団体数



取り組みのあらまし

1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います

市民や社会のニーズ、土地の使われ方、市街化の状況などを把握し、市や地域ごとのまちづくりの方向性を市民と共に考えていきます。その上で、都市計画における各種事業や規制・誘導などについて総合的に取り組むことで、安全で快適、便利な市街地環境整備に努めていきます。

2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます

都市拠点などについては、土地の高度利用^{※3}を進めるとともに、都市拠点の規制の緩和や、地域拠点における再開発、地域支援などにより、まちを活性化させます。

※3 土地の高度利用：再開発や建築物の高層化などによる、有効な空地の確保などによって、限られた土地を効率的に利用すること。

3 優れた都市空間を形成します

建築事業者などに対して、総合設計制度など各種制度の活用を促し、建築基準を守るよう働き掛け、指導するなどにより、優れた都市空間や建築物を形成していきます。また、違法な簡易屋外広告物への対策を進めていきます。

みんなで…

- 市民が都市づくりの主役であるとの意識を持ちましょう。
- 都市計画マスタープランの見直しに参加しましょう。
- 建築事業者は、総合設計制度を理解し、良質な都市空間の形成に努めましょう。
- 建築基準法の趣旨を理解しましょう。
- 違法な簡易屋外広告物の追放に参加しましょう。



私の好きな東大阪の風景

らくらく登山道から
見た東大阪

写真撮影／神田さん

市民
公募

水と緑に親しめるまち

基本方針

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。

そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれもが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

現状と課題

本市では、市民と市役所が協働で行う「花とみどりいっぱい運動」などの活動が定着しつつあります。

公園の整備については、都市計画公園の開設率が約76%に達し、日常の公園利用だけでなく、災害時の避難場所、災害復旧などの防災拠点としての機能が確保されてきています。また、生産緑地^{※1}制度による緑地空間の保全は、良好な都市環境の形成につながっています。

その一方で、緑や公園を求める市民の声はさらに高まっているため、新技術の活用や緑を増やす運動、公園や遊歩道など水と緑の空間整備、緑の保全によって、人が集まる場所や人目に触れる場所で新たな緑の空間を確保し、緑を目にする機会を増やす必要があります。

また、公園のバリアフリー化率は14.9%と低いことから、さらにバリアフリー化を進める必要があります。

このような魅力あふれる水と緑のまちをつくっていくためには、市民一人ひとりが自分たちのまちの緑を大切にすることを意識を持ち、市民と市役所が共に水と緑の保全、緑づくりの活動に取り組んでいくことが求められます。

※1 生産緑地：環境保全などの目的で生産緑地法により指定される、市街化区域内の農地などのこと。

目標指標

水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合 **平成20年 28.4%** ▶ **平成32年 UP**



※2 緑被率：地域の面積に対して、緑で覆われている土地が占める割合。

取り組みのあらまし

1 新たな緑の空間を増やします

建物の壁面緑化など、新しい技術の普及や導入により、市街地の緑空間を増やすことで、緑の景観を形成し、生活環境を向上させます。

また、緑や公園をつくり、守り、育てるための中心となる人材の育成や、活動を支援するとともに、情報の発信・交換の場となる拠点づくりを進めていきます。

2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります

すべての市民にとって利用しやすい公園や遊歩道などの緑地を整備し、緑被率を向上させるとともに、河川や水路などの水辺の景観や親水に配慮した整備を進めていきます。

また、景観づくりに向けた気運を盛り上げ、歴史や文化など地域の個性を生かした「東大阪市らしい」まち並みやまちかどの景観づくりを進めていきます。

3 森林や公園緑地などの緑を保全します

市民と緑の触れ合いの場である生駒山の自然や公園緑地、市街地の緑を保全するとともに、公園愛護会など、緑の保全活動を行う団体の結成やボランティアの育成、情報交換、新たな保全活動の提案、提供などにより、市民の声を緑の維持管理や保全に反映できるような仕組みをつくります。

みんなで…

身の回りの空間などを利用し、自らできる範囲で緑を増やしましょう。

生産緑地を適正に管理しましょう。

愛護会などのボランティア活動に自主的に参加し、活動を通じて公園や遊歩道への愛着を深めましょう。

公園や遊歩道の利用の際は、ペットのふんの始末やごみの持ち帰りなど、モラルを向上させましょう。



私の好きな東大阪の風景

日下新池

良好な 住まいのあるまち

基本方針

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

現状と課題

老朽化の著しい市営住宅は、建て替えによって、安全・安心な住宅が増えてきており、また、一部の住宅においては、子育て世帯や身体障害者などのニーズにも対応しています。しかし、依然として入居の応募倍率は高いことから、早期に計画的な建て替えを進める必要があります。また、中高層の市営住宅については耐震補強が課題となっています。さらに、市営住宅の住民の高齢化が進む中、世代間の交流が育まれるよう、多様な世代と世帯が住む共同体とする必要があります。

一方で、住宅供給において大きな役割を担っている民間住宅については、助成を受けた高齢者向けの優良賃貸住宅など、良好な住宅が供給されていますが、いまだその戸数は十分とは言えず、市との連携のもと、さらに高齢者向け民間住宅が増えるような取り組みなどが必要です。また、住宅の耐震化については、各種啓発や相談会実施により関心は高まりつつありますが、市民の生命、財産を守るという観点から、より一層耐震改修を促していくためには、市民が耐震化の進め方などを理解できるような取り組みが必要です。

そのほかにも、入居者のよりよい居住環境を求める意識が高まる中、入居者の意見を取り入れた、より安全で快適な住環境を整備することや、建物の安全性の向上だけでなく、周辺を含めた地域全体としての安全性の向上が求められています。

目標指標

良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合
平成20年 26.6% ➡ 平成32年 UP

民間住宅が耐震診断の補助を利用した戸数

市営住宅に占める木造住宅等の割合



取り組みのあらまし

1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します

老朽化の著しい市営住宅の建て替えや耐震化、既存住宅の活用、改善により、さまざまな住宅ニーズに応えるとともに、幅広い年代層が住む住宅の整備など、居住環境の向上に努めていきます。また、これらによって、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。

2 良好な民間住宅を増やします

高齢者世帯や子育て世帯などが、安心して民間住宅へ入居できるよう支援するとともに、建物の耐震診断や耐震改修などを支援し、安全・安心で良好な民間住宅の提供を促進していきます。

3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます

地域の住民が中心になった、より安全で快適な居住環境をつくる活動に対して、協力や支援を行っていきます。また、住宅密集地の環境を改善するために、防災面や利便性の向上などに配慮し、民間事業者などと連携して、総合的なまちづくりを進めていきます。

みんなで…

市営住宅の環境整備に向けたまちづくり活動に参加しましょう。

住宅の所有者は、建築物の耐震性を把握するとともに、建築物の安全性を確保しましょう。



私の好きな東大阪の風景

五条町

安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくり

基本方針

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくりまします。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みまします。

現状と課題

本市では、本市西部を縦断するJRおおさか東線(久宝寺—放出間)が開業し、近鉄奈良線の鉄道高架事業についても事業が継続中です。今後も残りの事業区間や駅前交通広場、駅舎のバリアフリー化などの整備を引き続き進めるとともに、南北方向の公共交通の充実など、さらなる交通の利便性の向上が求められています。

また、地域の主要な幹線道路である都市計画道路などの整備によって、交通の利便性が高まり、安全で快適な歩行空間ができるなど、土地の有効活用が進められています。さらに、生活道路の新設や改良も進めています。今後も引き続き、ニーズや地域特性に応じた多様な道路整備や改良、適切な維持管理により、安全・快適な道路空間を確保、保全していく必要があります。

一方、市内の事故件数や違法駐車、放置自転車の数は年々減少傾向にあります。交通安全施設(カーブミラーや道路照明など)、駐輪場などの整備や交通安全に関する啓発により、交通ルールを広め、マナーのさらなる向上に努めていきます。

目標指標

安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合

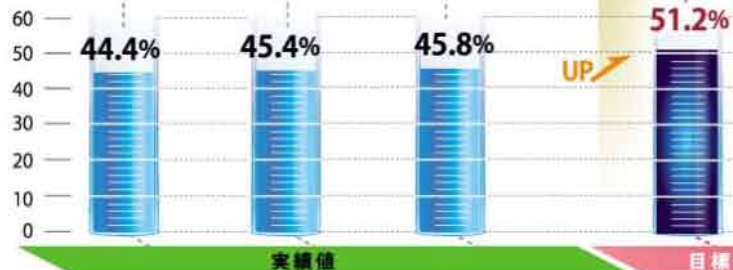
平成20年
41.4%

平成32年
UP

駅周辺の1日の
放置自転車台数



都市計画道路の
整備率



31 節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

取り組みのあらまし

1 公共交通の整備を一層進めます

鉄道の延伸や、道路と鉄道の立体交差を進めることにより、交通渋滞の解消や事故防止、鉄道で分断されている地域の一体化などを進めていきます。さらに、利便性の向上のため、JRおおさか東線の新駅設置に向けた協議を進めていきます。また、バス路線の充実やサービス向上を関係機関に働き掛けるほか、だれもが利用しやすい交通機関や移動手段などについて検討していきます。

2 使いやすく安全な道路を提供します

だれもが利用しやすい道路となるよう、主要幹線道路から生活道路まで、地域特性や道路に求められる機能に応じて、計画的に整備、改良していきます。また、鉄道駅前や周辺の放置自転車対策など、交通環境の整備や改善に向けて取り組んでいきます。

さらに、舗装の適切な維持補修を行うとともに、道路管理の情報などを市民が手に入れやすいようにします。

3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

道路空間が、自動車や自転車などの交通用具利用者や歩行者にとって安全なものになるよう、交通安全施設の整備と適切な維持管理を行うとともに、地域の実情に応じた交通規制の在り方を地域と一緒に考え、関係機関に働き掛けていきます。また、さまざまな年齢層に対し、あらゆる機会を通じて交通安全の大切さを広めていきます。

みんなで…

- 道路の整備などに関する地域の話し合いの場に参加しましょう。
- 移動のときには、なるべく環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。
- 日ごろから交通ルールや交通マナーを守り、子どもたちの手本となりましょう。
- 自転車を利用する際は、決められた場所への駐輪や、歩行者優先の運転など、マナー向上に努めましょう。



私の好きな東大阪の風景

中央環状線

良好な環境を次代に
引き継ぐまち

基本方針

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷^{※1}により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。

さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

※1 環境負荷：ごみや地球温暖化の問題など、人の活動などによって環境に与える負の影響。

現状と課題

本市では、東大阪市環境基本計画などにに基づき、市民や事業者などと共に地球温暖化防止に取り組んできました。また、環境教育や啓発事業、説明会などを通じて、子どもたちをはじめとする市民の環境問題に対する意識向上を進めてきました。さらに市役所でも、職員に対する研修や環境マネジメントシステム^{※2}、グリーン購入^{※3}などの活動を通じて、地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

一方、廃棄物対策や公害防止への取り組みとしては、ごみの分別収集や、産業廃棄物の適正処理、大気や水質、騒音などの監視や指導などを実施しています。

しかし、不法投棄処理件数は減少に転じたものの、依然として多く、取り組みの重点を意識の啓発から実践活動へと移し、地球温暖化の防止、ごみの減量、不法投棄や公害の防止など、環境によい影響を与える活動を増やし、環境に悪い影響を与える活動を継続的に減らすことが求められます。また、ごみや、し尿の収集、運搬、適正処理を進めるとともに、産業廃棄物や公害防止に関する監視、規制、指導の強化や新たな環境汚染物質への対応など、総合的な環境政策が必要です。

※2 環境マネジメントシステム：企業などが、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいく仕組み。
※3 グリーン購入：再生紙類や再生プラスチック文具など、環境への影響ができるだけ少ない製品などを選んで購入すること。

目標指標

良好な環境を次代に引き継ぐ
まちづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
35.2%

平成32年
UP



32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

取り組みのあらまし

1 総合的な環境施策を進めます

環境の保全や創造に関する取り組みを、総合的かつ計画的に進めていきます。
また、市役所の業務においても、省エネ・省資源・グリーン購入などに努めるとともに、新エネルギーの導入を検討するなど、率先して環境への負荷を低減します。

2 地球温暖化問題を市民と共に考えます

市民や事業者などが地球温暖化防止に関心を持ち、行動できるよう、身近に取り組める対策や技術的な相談、情報発信などを行うとともに、環境問題への理解を深めるさまざまな機会を提供していきます。また、地域での環境啓発、実践活動の中心となる市民や団体を育成、支援するほか、低公害車や公共交通機関、自転車の利用の促進などに取り組んでいきます。

3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります

市民・事業者・市役所の協働により、ごみの発生を抑制するとともに、資源の再使用、再生利用を進めます。
とりわけ、家庭から出るごみについては、だれもが再生利用へ協力できるような多様な回収システムをつくる
とともに、事業所から発生する再生利用が可能なものについては、地域や業種間の連携による回収システムの形成を支援するなど、資源の再生利用を進めていきます。

4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます

ごみを排出する市民や事業者などに対し、ごみ減量化に関する情報を提供するとともに、適正処理が困難な廃棄物への対応、廃棄物の不法投棄の防止、美化啓発を行っていきます。

5 ごみや、し尿の適正処理を行います

ごみや、し尿の収集、運搬に当たっては、適正処理、再生利用をより一層進めるとともに、ごみ処理施設の整備に当たっては、排出量の予測を適正に行うなど、環境にやさしい施設づくりを計画的に行っていきます。また、最終処分場の安定的な確保に取り組んでいきます。

6 公害の防止などに取り組めます

工場や事業所、建設作業、自動車など、発生源ごとに公害防止の適切な指導に努めていきます。また、新たな有害物質などによる環境汚染を監視するとともに、的確な環境情報の収集や提供に努めていきます。
また、生活排水や生活騒音の対策に向けた地域での実践活動や啓発を行っていきます。

みんなで…

- 日ごろから地球温暖化を意識して生活し、一人ひとりにできることから実践しましょう。
- ごみの発生の抑制や、資源の再使用、再生利用を進めましょう。
- まちの美化や、資源の効率的な再生利用のため、ごみ出しのルールを守りましょう。
- 地球温暖化や公害の防止のため、なるべく公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 不法投棄は絶対行わず、廃棄物をルールに基づいて処理しましょう。
- 花づくりなど、緑を増やす活動にリサイクルたい肥を使いましょう。
- まちの美化のため、ポイ捨てや落書き、飼い犬のふんの放置などはやめましょう。



私の好きな東大阪の風景
孔舎衛東小学校

上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

基本方針

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。

そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

現状と課題

上下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の持続的かつ健全な発達、川や海などの水質の保全を目的とした、安全・快適な暮らしに欠くことのできない施設です。本市の水道は昭和7年、下水道は昭和24年に整備を開始し、現在99%以上の市民が利用できるまでになりました。

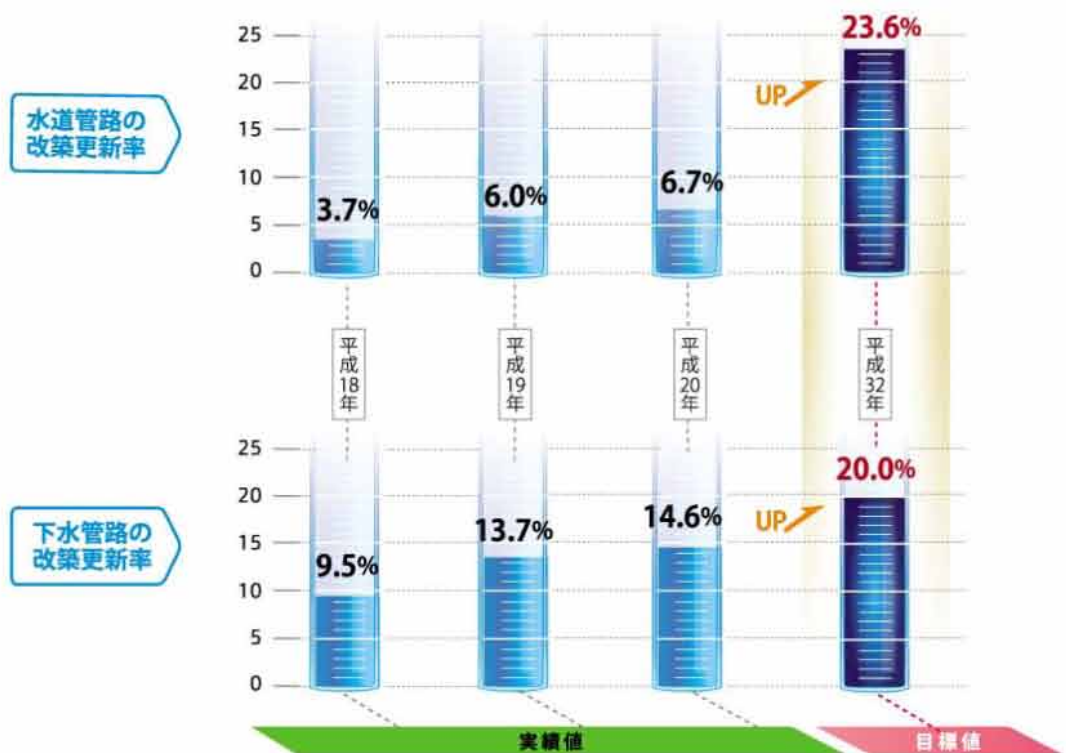
今後は、持続的な上下水道サービスの維持向上、施設機能や管理の高度化などが主要な課題となっています。さらに、川などへの放流水質の改善や、地震などの災害に備える耐震化も並行して進めていかなければなりません。一方、近年の世帯構成の変化や、節水意識の高まりなどによって、水道料金・下水道使用料収入は減少傾向にあり、施設や設備の更新のための費用をどのように確保していくのが課題となっています。併せて、長年にわたって培われてきた上下水道技術を伝えるための取り組みも求められています。

目標指標

上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
52.5%

平成32年
UP



33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

取り組みのあらまし

1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます

水道管・下水管、浄配水場やポンプ場などの施設・設備は、定期点検や補修により、寿命を延ばせるよう適切に維持管理していくとともに、管路施設情報などの電子化を推進していきます。また、更新に当たっては、優先順位や事業効果を考えて効率的に取り組むとともに、耐震化も併せて行っていきます。

2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます

水道水の量・圧力・質などを管理し、きめ細やかな水の運用と給配水の安定化を進めていきます。また、地形などの理由によって下水道への排水が困難な地区についても、新工法の導入などによって下水道整備を進めるとともに、大阪府に対し、管轄する流域下水道のさらなる整備を働き掛けていきます。

3 川や海の水質を保全します

川や海の水質保全のため、家庭排水などの下水道への接続を促進していきます。また、降雨時に河川へ放流する下水の水質改善などとともに、下水道に悪影響を及ぼす排水の流入規制や、高度処理水の再利用に取り組んでいきます。さらに、水道水の節水や、下水道にごみ・油などを流さないことを呼び掛けるなど、市民や事業者などと共に水質保全に取り組んでいきます。

4 公営企業として、健全な財政運営を進めます

上下水道は使用者が支払う料金によって運営していることから、維持管理費、施設整備費をはじめとする各種サービス経費のコスト縮減に取り組むとともに、国などに対し財政支援を求めるなど、さらなる健全な財政運営を進めていきます。

5 上下水道の知識や経験、技術を継承します

上下水道サービスを持続するため、これまで培われてきた経験や技術を未来に伝えるとともに、新しい知識の取得などについて、体系的に研修などを実施することで、長期的な視点に立った対策を講じていきます。また、これらを市民や他都市の上下水道事業者に向けて発信することで、理解と協力につなげていきます。

みんなで…

- 貴重な水資源を守るため、節水意識を高め、自ら節水に取り組みましょう。
- 下水処理が可能となった地域では、速やかに家庭排水を下水道へ接続しましょう。
- 水道管の凍結予防や貯水槽水道の適正な維持管理、排水ますの清掃などに努めましょう。
- 排水管のつまりの原因や下水処理の妨げとなるため、食べ残しや調理ごみ・油などを下水道に流さないようにしましょう。
- 下水道の雨水排除能力を有効に生かすため、大雨の時には、風呂や洗濯の排水など大量の水を流さないようにしましょう。



私の好きな東大阪の風景

上小阪配水場